

女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の改定

【女性活躍推進法の概要】

- 成立：平成27年8月28日 公布：平成27年9月4日（同日施行）10年間の時限立法
※ 事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行
- 特定事業主行動計画の策定（法第19条）
 - (1) 計画で定めるもの（同条第2項）
 - ① 計画期間 ② 達成しようとする目標 ③ 取組の内容及びその実施時期
 - (2) 状況把握項目（同条第3項）
女性の採用割合，継続勤務年数男女差，勤務時間，女性管理職の割合，その他女性の職業生活における活躍に関する状況（内閣府令で規定）
 - (3) 計画の公表，年1回の取組実施状況の公表（同条第5項，第6項）

【鹿児島県教育委員会特定事業主行動計画・改定の概要】

I 総論

- 計画の対象
県教委が任命する職員（県費負担教職員を含む。）
- 計画期間及び実施時期
H28～32（R2）年度（前期），R3～7年度（後期） 10年間

II 女性の活躍に向けた課題及び具体的な取組

1 採用

女性採用者数の維持増加のために，機会を捉えた女性向けPR活動を行う。

目	標	現状維持
---	---	------

2 職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援

女性職員の配置が少ない部門への職域拡大やキャリア形成に向けた研修への更なる受講促進を図る。

目	標	研修機会の確保等に努め，人材育成を図る。
---	---	----------------------

3 登用

管理的地位（課長級以上）にある女性職員の割合を高めるため，補佐級以下の女性職員の人材の層を厚くするなど積極的な登用を進める。

（数値）目標	管理的地位に占める女性職員の割合	16%
--------	------------------	-----

4 長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革（次世代法に基づく計画と同じ） 業務の平準化，効率化を図り，長時間勤務是正や年休取得促進を図る。

（数値）目標	年次有給休暇の平均取得日数	15日
--------	---------------	-----

5 家事，育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備（次世代法に基づく計画と同じ） 男性の育休，子育て目的休暇の取得促進のため，両立支援制度の活用促進を図る。

（数値）目標	育児休業取得率	女性100%，男性30%
	男性職員の配偶者出産休暇，育児参加休暇取得率	100%